第9章 武術の正課採用への歩み

その答申は武道家の期待に添うものではなかったようである。そこで、 いに撃剣柔術が正課採用に至った経緯を探ってみたい。 いう世論が高まる。そこで、文部省は明治29年(1896)に「学校 こうした議会への請願運動をたどりながら、同4年(1911)、つ 衛生顧問会」に武術の衛生上からみた利害得失について諮問するが、 の創設、講道館柔道の隆盛などにより、武道を教育の場に生かそうと 同30年代から政治家がたびたび帝国議会へ正課編入を要望していく。 明治27~28年(1894~5)の日清戦争の勝利や、大日本武徳会 但

満

十

五年 年 月

以上

立の者に

の遊

|戯として之を採用するは妨なし」(1)とする答申

であ

り、

15歳以上が

遊戯として採用するのであ

同

29 年

学校

衛生

顧問会の答申は

「撃剣

柔術

は之を體操科として生徒に

課する

は

剣あり

柔し

術

は学校体育の授業で行うには害はあるが、

学校衛生顧問会の答申

1

三島通良 柔術 けて、 は して設立 清 文部 高ま 第9 を課 戦争の 剣術 学校 当は、 され、 するの 回 ってくる。 及び柔術の衛生 (学校衛生主事 |帝国 勝 体育 利により 体 医学・ 可否」 操伝 は外 議会にお そこで、 り国 来の 習所 12 衛生界の重鎮として三宅秀、 東京 つい が出 上 民 体操を採 いて文部大臣 0 か らみ 明治 間 師範学校教授) て学校衛 し た 15 じ尚武 が用し、 た利害得失に 29 年 武 術 生 の気風が生まれ、 0) の諮問に応じて学校衛生に関する事 1 8 9 6)正課採 日本伝 顧問会に諮問 など10名で構成された委員会である。 うい 来の武 崩 は 、て諮問 エルウィン・ に西園寺公望文部大臣 不適当なり 術 L た。 撃剣柔術の正課 \tilde{O} L 正 学校衛: たもの 課 採用 という答申 ベルツ は認 生 であった。 顧 欧採用に: 問会とは、 め は (帝国大学名誉教授)、 項を審議する組 なかった。 $\widehat{1}$ 学校生 対する社会的 8 8 4 今回 明 徒に 年 治 か 0 28 を受 織と 年 12 撃 剣

れ撃害

ば剣

武道 道 題 の ば 関 根 ないという見解を示した。こうした答申に対し、 本 係 者は たり 武 Ĺ 撃剣 士 の魂で 今や あっ 遊戯として学校に用ゆるを許さる卜伝でした。こうした答申に対し、7月24日 た剣術が今や遊戯としか みられなくなっ 武蔵 の東京日 地下 た世相 に泣 Ħ 新 を嘆 聞 か には む 13 たの と書 一昔時 で か れ 武 士

5 因みに、 達と徳: 重ス 報告』 徒 であった。 又徳育ト 時 ĺ Ī 文部省は学校衛生顧問会の答申を受けて、 ハノ 発育 身 間 性 体 は次のようで の配当であっ 明 習慣ヲ 0) シテハ ヲ鍛 涵養 文部省が、 治 留意シテ其健 課 錬 19 得シ 年の 外活 であ シ時 堅忍剛毅敢為果断順良親愛等ノ諸徳ヲ養ヒ併セテ秩序ヲ尊ヒ規律ヲ守 ŋ あつ たが、 ご徳性 動の盛況ぶりから、 メンコト 「中学校令」 体育教材とし これ 康 た。 同27年には授業 1 ヲ 強壮 尋常 涵 まで採用 ヲ務ムヘシ」(2)と示され、 養 では、 1 中学に ス て体操に重きを置 ル ヲ企図シ動作 ヲ目的 してきた普通体操と兵式体操の二 における 体育は第 授業での体育の時間 時間 同31年に各学校に通達した 1 体育は が全学年とも週3時 ス。 1 ヲ敏捷ニシ姿勢ヲ荘 故 3学年 く方針は依然とし ニ体操科 普 中学校の 通体 は削減していく方向 まで週3 ハ 操及兵式 体育 体 蕳 育 13 時 の目 重 1 ・シテ 体操 減らされたのであ 間 て変わらな 本立てを確 ナラシ 『尋常中学校細 菂 第 4 は ハ ノ 身体 メン 身 5 体 種 がとら コ か 認 各 5年まで週 0) ŀ する リ質 調 部 シ 共ニ た ヺ 目 和 內 的 素 要 均 調 0) 発 査 ヲ

Ę シムハ差支無之候」と示された。 艇及ベースボ 度とする行政措置を講じなか 師範学校や尋常中学校の 育授業に武 ただし、 撃剣柔術や水泳などは心身鍛錬としての効果を少しずつ認めるようになってきたのである。 文部省は学校衛生顧問会による正課不採用の答申を受けながらも、 術 i ル が 沒実施 ノ如キ され 教科 てい ハ心身ノ鍛錬上効益不少モノニ有之候間至当ノ つ に撃剣柔術を課すことはできない たのであ たため、 つまり、 る。 依然として府県の 文部省も正課としての実施は 明 治 31 年 ·6 月、 師範学校や一部の尋常中学校では体 高等学務局及び普通学務 が、「元来柔術撃剣 依然難色を示しな 取締法ヲ設ケ之ヲ行 直ちにこれ 水 局 泳 通牒 ハ 勿論 びがら では を制

2 武術の正課編入運動

改良 道教 政治 正 明 治 して実現 活動を通 課 編 17 や同 入 年 は 1 8 8 しようとする動きであった。 し 小澤愛次郎 一度に、 て実現しようという動きであり、 わた 4 の体 って却下 (埼玉、 操伝習所 され 剣道範士) の答 武道 前者 申 関 葼 らの剣道界の人たちが中心となり帝国 び同 につい 係 者の もう一つは教育現 29 年 ては、 考えにも変化 の学校衛生 衆議院議員 場に が生 顧 問 じる 会の ・ 星ほ お 15 生野仙蔵 て武 答申 Ë 術 つ の教授 は ょ 埼玉 議会に建 積 ŋ 極 法 武 的 剣 を 術